

# 福岡県公報

平成19年4月11日  
第2664号

## 目次

告示(第782号—第804号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	2
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
基本測量の終了	(土木管理課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
廃川敷地等の発生	(河川課)	5
区画漁業の免許	(漁政課)	6
障害者就業・生活支援センターの指定	(新雇用開発課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
基本測量の終了	(土木管理課)	7
基本測量の終了	(土木管理課)	7
基本測量の終了	(土木管理課)	7

公共測量の実施	(土木管理課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8

## 公 告

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
-----------------	---------	---

## 正 誤

県営住宅の名称及び位置(平成19年3月福岡県告示第680号)中正誤	9
福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第18号)中正誤	9

## 告 示

福岡県告示第782号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡みやこ町国作字古門376及び377
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
新潟県新潟市清水4501番地1  
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第783号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市大字吉国字北ノヨリ169-1、170-1、171-1、172-3及び173-1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

新潟県新潟市清水4501番地 1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

福岡県告示第784号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あたか

(2) 代表者の氏名

小峠 栄子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字安真木3051番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、田川郡内の要介護者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業を実施し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第785号

角田北部土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
小 嶋 政 幸	豊前市大字松江1539番地
柳 井 規久夫	" " 1511番地
倉 本 信 一	" " 1478番地
池 田 正 三	" " 880番地 2
浅 野 勲 男	" " 1585番地
榎 本 太	" 大字畠中243番地 2
島 津 義 博	" " 1718番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
長 松 豊 秋	豊前市大字畠中43番地 4
奥 繁 幸	" " 155番地

3 就任理事

氏 名	住 所
小 嶋 政 幸	豊前市大字松江1539番地
柳 井 規久夫	" " 1511番地
倉 本 信 一	" " 1478番地
池 田 正 三	" " 880番地 2
浅 野 勲 男	" " 1585番地
榎 本 太	" 大字畠中243番地 2
島 津 義 博	" " 1718番地 2

4 就任監事

氏 名	住 所
長 松 豊 秋	豊前市大字畠中43番地 4
奥 繁 幸	" " 155番地

## 福岡県告示第786号

久保土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任監事

氏 名	住 所
石 本 政 孝	京都府みやこ町勝山大久保1968番地 1

## 福岡県告示第787号

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏 名	住 所
政 次 春 男	八女市川犬1494番地 1
服 部 信 雄	〃 鷓池791番地
西 江 正 行	〃 本2984番地
馬 場 豊 彦	〃 新庄1163番地 1
金 納 昇	〃 新庄1687番地
川 口 誠 二	〃 国武464番地
坂 田 收	〃 緒玉468番地 2
樋 口 洋 文	〃 酒井田726番地 1
江 崎 正 年	〃 宮野315番地 2
中 島 一 敏	〃 柳瀬244番地

甲斐田 芳 喜	〃 矢原145番地
三 角 雅 彦	〃 立野 9 番地 1
末 廣 勝	〃 蒲原1400番地 3
鹿 野 瑞 穂	〃 吉田1460番地 3
野 上 邦 彦	〃 本983番地、984番地合併 1
増 永 福 藏	〃 平田401番地 4
平 井 康 行	〃 岩崎175番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
内 田 好 美	八女市川犬533番地 3
片小田 義 昭	〃 柳瀬330番地 1
城 後 安 則	〃 鷓池39番地 1
石 松 憲 治	〃 平田288番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
川 口 誠 二	八女市国武464番地
服 部 信 雄	〃 鷓池791番地
西 江 正 行	〃 本2984番地
政 次 春 男	〃 川犬1494番地 1
馬 場 豊 彦	〃 新庄1163番地 1
金 納 昇	〃 新庄1687番地
坂 田 收	〃 緒玉468番地 2
樋 口 洋 文	〃 酒井田726番地 1
江 崎 正 年	〃 宮野315番地 2
中 島 一 敏	〃 柳瀬244番地
甲斐田 芳 喜	〃 矢原145番地

三角 雅彦	" 立野9番地1
末廣 勝	" 蒲原1400番地3
鹿野 瑞穂	" 吉田1460番地3
野上 邦彦	" 本983番地、984番地合併1
増永 福藏	" 平田401番地4
平井 康行	" 岩崎175番地1

4 就任監事

氏名	住所
内田 好美	八女市川犬533番地3
片小田 義昭	" 柳瀬330番地1
城後 安則	" 鵜池39番地1
石松 憲治	" 平田288番地

福岡県告示第788号

柳川山門土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
高橋 安勝	柳川市三橋町垂見972番地
大木 忠義	みやま市瀬高町上庄1277番地
三小田 一美	柳川市大和町塩塚541番地

福岡県告示第789号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡新宮町大字上府字新徳632番2、633番4及び634番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡新宮町大字上府633 - 1  
渡 虎夫

福岡県告示第790号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
遠賀郡岡垣町吉木東一丁目558番1、558番2、560番1、560番7及び560番18
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目1番41号  
遠賀郡農業協同組合 代表理事組合長 安高 澄夫

福岡県告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	一般 国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所 1399番4先から 田川市大字猪国1495番1先 まで	6.7 ~ 35.8	16585.4
			前	同上	11.0 ~ 117.0	17482.0
			後	同上	6.7 ~ 35.8	16585.4
			後	同上	11.0 ~ 117.0	17482.0

## 福岡県告示第792号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 測量の種類

基本測量（2500レベルGIS基盤情報整備作業）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市（門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区）、 福岡市（東区、博多区、南区、西区、城南区、早良区）、久留米市、宮若市	平成19年3月20日

## 福岡県告示第793号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市宮司字道辻461番3、461番7、461番8、462番1、462番4、462番5、463番1、463番2、469番1、469番3、469番4、471番3、471番7から471番9まで、480番1、480番2、480番5から480番12まで、480番16及び480番20から480番35まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤 公平

## 福岡県告示第794号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 河川の名称

矢部川水系田代川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年3月14日

## 3 廃川敷地等の位置

八女郡黒木町大字田代4001番5

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

49.00㎡

## 福岡県告示第795号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成19年4月1日付けで筑前海区における区画漁業を次のように免許した。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
筑区第801号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成18年12月福岡県告示第2525号）の内容のとおり	平成19年4月1日から平成20年8月31日まで

## 福岡県告示第796号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、次の者を同法第34条に規定する業務を行う者として指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 名称  
社会福祉法人野の花学園  
障害者就業・生活支援センター野の花
- 住所  
福岡市中央区六本松1-2-22
- 事務所の所在地  
福岡市西区今津4820-2
- 指定年月日  
平成19年4月1日

## 福岡県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年4月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	藤田線 日吉町	久留米市西町274番3先から 同市西町429番8先まで

## 福岡県告示第798号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日  
平成19年3月22日
- 申請に係る特定非営利活動法人
  - 名称  
特定非営利活動法人笑福
  - 代表者の氏名  
永川 富士子
  - 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市南1丁目2番36号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第799号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人プロジェクト・ボダイ

(2) 代表者の氏名

栗焼 昇

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県豊前市大字八屋1904番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自立、助け合いをモットーに、地域づくりの基となる市民情報の交流をはかると共に、市民的相互扶助の精神に基づいた起業の支援やボランティア活動への参加啓発活動を行い、住民参加による地域社会づくりを実践し、活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第800号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（ジオイド測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
飯塚市、筑紫野市、嘉穂郡桂川町	平成19年3月16日

福岡県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
大牟田市、飯塚市、柳川市、大川市、古賀市、糟屋郡久山町、糟屋郡新宮町、田川郡赤村、山門郡瀬高町、田川郡福智町	平成19年2月28日

福岡県告示第802号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量作業・電子基準点付属金属標高取付作業）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、大川市	平成19年2月28日

福岡県告示第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区貫地区	平成18年12月27日から 平成19年3月30日まで

福岡県告示第804号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年3月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ロフィア

## (2) 代表者の氏名

本多 昌彦

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区榎田2丁目9番34号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、消費者、事業者に対して、金銭管理に関する重要性を広く普及させ認識してもらうために、学習を通じそのノウハウを身に付けるための場を設置し、ひいては個人資産の管理のための安定的、効率的な活動を支援する事業を行い、消費者の経済環境の改善、自由で安全な経済活動の確保、貸金業者等の健全な活動を促し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 公 告

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年4月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

遠賀都市計画道路3・4・11号駅南線

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成19年5月10日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

遠賀町役場 2階大会議室（遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
-----	----	--------

3・4・11号駅南線	起点 遠賀町大字今古賀 終点 遠賀町大字木守 主な経過地 遠賀町大字広渡	約330メートル
------------	--	----------

## (2) 閲覧

同案については、平成19年4月11日から同月25日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び遠賀町都市開発推進室において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年4月25日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・3・30	2659	告示	680	5			17、18		県営住宅	経営住宅

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・3・28	2658 増刊	規則	18	3			12		2	3

